

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和７年１０月）	新（令和８年１０月）
第２ ＩＣＴ活用工事 （略） （１）①～⑤の施工プロセスにおいて、全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用する工事を、「フル型ＩＣＴ活用工事」とする。 （２）①～⑤の施工プロセスにおいて、②、④、及び⑤におけるＩＣＴ施工技術の活用を必須とし、①、③の段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を「チャレンジ簡易型ＩＣＴ活用工事」とする。 （３）（１）、（２）以外で、ＩＣＴ施工技術のうち、②（必須）、かつ③若しくは④（いずれかを必須）の段階でＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を、「トライアル型ＩＣＴ活用工事」とする。 ただし、工種によっては「該当なし」のプロセスがあるため、工種ごとに下表で示すプロセスを実施した場合に「フル型ＩＣＴ活用工事」又は「チャレンジ簡易型ＩＣＴ活用工事」、「トライアル型ＩＣＴ活用工事」とする。	第２ ＩＣＴ活用工事 （略） （１）①～⑤の施工プロセスにおいて、ＩＣＴ活用工事の種類ごとに「種類・型式別 適用プロセス一覧表」のフル型に示すプロセス全てでＩＣＴ施工技術を活用する工事を、「フル型ＩＣＴ活用工事」とする。 （２）①～⑤の施工プロセスにおいて、ＩＣＴ活用工事の種類ごとに「種類・型式別 適用プロセス一覧表」のチャレンジ簡易型に示すプロセスにおけるＩＣＴ施工技術の活用を必須とし、その他の段階で受注者の希望によりＩＣＴ施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事を「チャレンジ簡易型ＩＣＴ活用工事」とする。 （３）（１）、（２）以外で、ＩＣＴ活用工事の種類ごとに「種類・型式別 適用プロセス一覧表」のトライアル型に示すプロセスのうち、必須のプロセスでＩＣＴ施工技術を活用し、選択のプロセスがある場合には選択のプロセスのいずれかでもＩＣＴ施工技術を活用する工事を、「トライアル型ＩＣＴ活用工事」とする。 （削除）

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）	新（令和8年10月）																																																																																																																								
<table><tr><th colspan="4">型式・工種別 適用プロセス一覧表</th></tr><tr><th>工種</th><th>フル型</th><th>チャレンジ簡易型^{※1}</th><th>トライアル型^{※1}</th></tr><tr><td>土工（1,000m3以上）</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>土工（1,000m3未満）^{※2}</td><td>必須：②、③、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>作業土工（床掘工）</td><td>必須：②、③、⑤</td><td>—^{※4}</td><td>必須：②、③</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>舗装工（修繕工）</td><td>必須：①～⑤</td><td>—^{※5}</td><td>—^{※5}</td></tr><tr><td>付帯構造物設置工^{※3}</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>擁壁工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>基礎工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>構造物工（橋梁上部）</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>—^{※6}</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>構造物工（橋脚・橋台）</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>法面工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>浚渫工（港湾）</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr></table> ※1：必須、選択以外の施工段階でICT施工技術を活用することも可能。 ※2：小規模土工は土工（1,000m3未満）に含まれる。 ※3：ICT付帯構造物設置工はICT土工等の関連施工工種として実施。 ※4：ICT作業土工（床掘工）は「3次元出来形管理等の施工管理」が該当なしであるため、チャレンジ簡易型の対象外とする。 ※5：ICT舗装工（修繕工）では、「ICT建設機械による施工」と「3次元出来形管理等の施工管理」の実施が望ましいため、チャレンジ簡易型とトライアル型の対象外とする。 ※6：ICT構造物工（橋梁上部）では、ICT施工技術を活用可能な施工プロセスが「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」のみのため、チャレンジ簡易型の対象外とする。	型式・工種別 適用プロセス一覧表				工種	フル型	チャレンジ簡易型 ^{※1}	トライアル型 ^{※1}	土工（1,000m3以上）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	土工（1,000m3未満） ^{※2}	必須：②、③、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	— ^{※4}	必須：②、③	舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	— ^{※5}	— ^{※5}	付帯構造物設置工 ^{※3}	—	—	—	擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	— ^{※6}	必須：②、④	構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	<table><tr><th colspan="4">種類・型式別 適用プロセス一覧表</th></tr><tr><th>ICT活用工事の種類</th><th>フル型</th><th>チャレンジ簡易型^{※1}</th><th>トライアル型^{※1}</th></tr><tr><td>土工</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>土工（導入型）</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：④、⑤</td></tr><tr><td>作業土工（床掘工）</td><td>必須：②、③、⑤</td><td>—^{※3}</td><td>必須：③^{※4}、⑤</td></tr><tr><td>舗装工</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>舗装工（修繕工）</td><td>必須：①～⑤</td><td>—^{※5}</td><td>—^{※5}</td></tr><tr><td>付帯構造物設置工^{※2}</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>擁壁工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>基礎工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>構造物工（橋梁上部）</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>—^{※6}</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>構造物工（橋脚・橋台）</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>法面工</td><td>必須：①、②、④、⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、④</td></tr><tr><td>地盤改良工</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr><tr><td>浚渫工（港湾）</td><td>必須：①～⑤</td><td>必須：②、④、⑤</td><td>必須：②、選択：③or④</td></tr></table> ※1：必須、選択以外の施工段階でICT施工技術を活用することも可能。 ※2：ICT付帯構造物設置工はICT土工等の関連施工工種として実施。 ※3：ICT作業土工（床掘工）は「3次元出来形管理等の施工管理」が該当なしであるため、チャレンジ簡易型の対象外とする。 ※4：ICT建設機械による施工は2次元MG建設機械を使用。 ※5：ICT舗装工（修繕工）では、「ICT建設機械による施工」と「3次元出来形管理等の施工管理」の実施が望ましいため、チャレンジ簡易型とトライアル型の対象外とする。 ※6：ICT構造物工（橋梁上部）では、ICT施工技術を活用可能な施工プロセスが「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」のみのため、チャレンジ簡易型の対象外とする。	種類・型式別 適用プロセス一覧表				ICT活用工事の種類	フル型	チャレンジ簡易型 ^{※1}	トライアル型 ^{※1}	土工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	土工（導入型）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：④、⑤	作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	— ^{※3}	必須：③ ^{※4} 、⑤	舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	— ^{※5}	— ^{※5}	付帯構造物設置工 ^{※2}	—	—	—	擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	— ^{※6}	必須：②、④	構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
型式・工種別 適用プロセス一覧表																																																																																																																									
工種	フル型	チャレンジ簡易型 ^{※1}	トライアル型 ^{※1}																																																																																																																						
土工（1,000m3以上）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
土工（1,000m3未満） ^{※2}	必須：②、③、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	— ^{※4}	必須：②、③																																																																																																																						
舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	— ^{※5}	— ^{※5}																																																																																																																						
付帯構造物設置工 ^{※3}	—	—	—																																																																																																																						
擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	— ^{※6}	必須：②、④																																																																																																																						
構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
種類・型式別 適用プロセス一覧表																																																																																																																									
ICT活用工事の種類	フル型	チャレンジ簡易型 ^{※1}	トライアル型 ^{※1}																																																																																																																						
土工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
土工（導入型）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：④、⑤																																																																																																																						
作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	— ^{※3}	必須：③ ^{※4} 、⑤																																																																																																																						
舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	— ^{※5}	— ^{※5}																																																																																																																						
付帯構造物設置工 ^{※2}	—	—	—																																																																																																																						
擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	— ^{※6}	必須：②、④																																																																																																																						
構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④																																																																																																																						
地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④																																																																																																																						
第3 対象工種	ICT活用工事の対象工種は、「第11 対象工種の詳細」に記載の工種とする。	第3 対象工種	ICT活用工事の対象工種は、「第11 ICT活用工事の詳細」に記載の工種とする。																																																																																																																						
第4 対象工事	ICT活用工事の対象工事は、「第11 対象工種の詳細」に記載の対象工種を含むすべての工事とする。	第4 対象工事	ICT活用工事の対象工事は、「第11 ICT活用工事の詳細」に記載の対象工種を含むすべての工事とする。																																																																																																																						
第6 対象工事、対象工種の明示	本要領を適用する工事は、特記仕様書においてICT活用工事の対象工事であること、及び対象工種を明示する。	第6 対象工事、対象工種の明示	本要領を適用する工事は、特記仕様書においてICT活用工事の対象工事であること、及び対象となるICT活用工事の種類と工種を明示する。																																																																																																																						

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和７年１０月）	新（令和８年１０月）
第７ ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置 （略） ２ 工事成績評定における加点措置 （略） ア 起工測量において、前工事での３次元納品データが活用できる場合等の断面及び変化点の計測による測量 （略）	第７ ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置 （略） ２ 工事成績評定における加点措置 （略） ア 起工測量において、前工事または設計段階での３次元納品データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測により効率的な確認ができる場合等の断面及び変化点の計測による測量 （略）
第８ ＩＣＴ活用工事の導入における留意点 （略） １ 施工管理、監督・検査の対応 ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、「第１３（別表）ＩＣＴ活用工事に関する国の基準等」に則り、監督・検査を実施するものとする。 （略）	第８ ＩＣＴ活用工事の導入における留意点 （略） １ 施工管理、監督・検査の対応 ＩＣＴ活用施工を実施するにあたって、「第１３（別表）ＩＣＴ活用工事に関する国の基準等」に記載する「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、施工管理、監督・検査を実施するものとする。 （略）
第９ 工事費の積算 （略） 上記のほか、２次元設計データによりＩＣＴ活用工事を発注する場合、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積りの提出を求め、設計変更するものとする（共通仮設費の技術管理費にて計上）。 （略）	第９ 工事費の積算 （略） （削除） （略）

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
第 1 1 対象工種の詳細 I C T活用工事の対象工種及び具体的内容は下記 1 ～ 1 3 とする。 1 土工（1,000m3 以上） 次の①～⑤の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用工事（土工（1,000m3 以上））とする。また、「I C T土工」という略称を用いることがある。 （略） （1） I C T土工（1,000m3 以上）の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での 3次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2） 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5） T S等光波方式を用いた起工測量 6） T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 7） R T K－G N S Sを用いた起工測量	第 1 1 I C T活用工事の詳細 I C T活用工事の種類及び具体的内容は下記 1 ～ 1 3 とする。 1 土工 次の①～⑤の段階で I C T施工技術を活用することを I C T活用工事（土工）とする。また、「I C T土工」という略称を用いることがある。 （略） （1） I C T土工の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事または設計段階での 3次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても、I C T活用工事とする。 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 2） 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（略） ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 5 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> （略） また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～ 8）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし、以下 5）～ 8）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S 等光波方式を用いた出来形管理 6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理	する。 （略） ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> （略） また、土工における出来形管理にあたっては、以下 1）～ 4）を原則とするが、現場条件等により以下 5）～ 9）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。（ただし、以下 5）～ 9）の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3 次元出来形管理・3 次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S 等光波方式を用いた出来形管理 6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和７年１０月）	新（令和８年１０月）
７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ８） 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。 <品質管理> （略） 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もＩＣＴ活用工事とする。 ⑤３次元データの納品 （略）	７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ８） 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削） ９） 地上写真測量を用いた出来形管理 【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する。 なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を実施してもＩＣＴ活用工事とする。 <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 出来形の算出は、上記<出来形管理>で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領（案）による。 １）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <品質管理> （略） 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合もＩＣＴ活用工事とする。 ⑤３次元データの納品 （略） ３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（2） I C T土工（1,000m³ 以上）の対象工事 I C T活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。 ただし、従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 （略）	（2） I C T土工の対象工種 I C T活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。 ただし、従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、I C T活用工事（作業土工（床掘工））実施要領によるものとする。 （略）
2 土工（1,000m³ 未満） （略）	2 土工（1,000m³未満） （削除）
（新規）	2 土工（導入型） 小規模工事を対象に、以下 1～3 のいずれかの要件を満たす工事を I C T活用工事（土工（導入型））とする。また、「I C T土工（導入型）」という略称を用いることがある。 1. フル型 下記①～⑤の施工プロセスの全ての段階において、（1）に示す I C T施工技術を活用する工事。 ① 3次元起工測量 ② 3次元設計データ作成 ③ I C T建設機械による施工（3次元MC または 3次元MG 建設機械） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 2. チャレンジ簡易型 下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、（1）に示す I C T施工技術を活用する工事。

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	① 実施なし（3次元起工測量（単点計測技術）） ② 該当なし（3次元設計データ作成） ③ I C T建設機械による施工（2次元MG建設機械） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 なお、①については、発注者と協議が整った場合に実施しても良い。 3. トライアル型 下記①～⑤の施工プロセスの各段階において、（1）に示す I C T施工技術を活用する工事。 ① 実施なし（3次元起工測量（単点計測技術）） ② 該当なし（3次元設計データ作成） ③ 該当なし（I C T建設機械による施工） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 ⑤ 3次元データの納品 なお、①については、発注者と協議が整った場合に実施しても良い。 （1）I C T土工（導入型）の具体的内容 I C T施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとする。 ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、3次元測量データを取得するために、以下1）～3）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、「1. フル型」において、面的な計測により効率的な確認が出来る場合には、以下1）～3）のほか、以下4）～7）から選択（複数可）して測量を実施しても良い。

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	1） T S 等光波方式を用いた起工測量 2） T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 3） R T K－G N S Sを用いた起工測量 4） 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 5） 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 6） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ② 3次元設計データ作成 「1．フル型」の場合、①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データまたは3次元データを用いて、I C T建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。 ③ I C T建設機械による施工 「1．フル型」の場合、以下1）に示すI C T建設機械により施工を実施し、 「2．チャレンジ簡易型」の場合、以下2）に示すI C T建設機械により施工を実施する。 1） 3次元MCまたは3次元MG建設機械 ※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。 なお、位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 また、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 2） 2 次元 MG 建設機械 建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する 2 次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 ③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。 <出来形管理> 出来形管理にあたっては、以下 1）～ 6）から選択（複数可）して実施するものとする。 1） T S 等光波方式を用いた出来形管理 2） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 3） R T K－G N S S を用いた出来形管理 4） 施工履歴データを用いた出来形管理 5） モバイル端末を用いた出来形管理 6） 地上写真測量を用いた出来形管理 <出来形管理基準および規格値>

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 出来形の算出は、上記＜出来形管理＞で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 1） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） ＜品質管理＞ 品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「T S ・ G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又は R I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。 なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わると、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。 土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、T S ・ G N S S を用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものし、その場合も I C T 活用工事とする。 ⑤ 3 次元データの納品 ①②④により作成した 3 次元データを工事完成図書として電子納品する。 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T 土工（導入型）の対象工種 I C T 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。 ただし、従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 なお、出来形管理を行わない作業土工（床掘工）については、I C T 活用工事

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	（作業土工（床掘工））実施要領によるものとする。 1）道路土工 - 掘削工 - 盛土工 - 法面整形工 2）道路土工 - 掘削工 - 路体盛土工 - 路床盛土工 - 法面整形工 3）敷地造成工 - 掘削工 - 盛土工 - 法面整形工
3 作業土工（床掘工） （略） （1）I C T作業土工（床掘工）の具体的内容 （略） ①起工測量（選択） 起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、I C T土工等で取得した 3 次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 （略） ② 3 次元設計データ作成 ①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T	3 作業土工（床掘工） （略） （1）I C T作業土工（床掘工）の具体的内容 （略） ①起工測量（選択） 起工測量を必要とする場合、従来手法による起工測量を原則とするが、I C T土工等で取得した 3 次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。 （略） ② 3 次元設計データ作成 ③ 1）3 次元 M C または 3 次元 M G 建設機械により施工を実施する場合、①で

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。 ③ I C T建設機械による施工 ②で作成した3次元設計データを用い、以下1）に示す I C T建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 5 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3次元MCまたは3次元MG建設機械 （略） （略） （2） I C T作業土工（床掘工）の対象工事 （略）	計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、I C T建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。 ③ I C T建設機械による施工 以下1）2）に示す I C T建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 1） 3次元MCまたは3次元MG建設機械 （略） 2） 2次元MG建設機械 建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する 2次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。 ただし、現場条件により、③ I C T建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合も I C T活用工事とするが、丁張設置等には積極的に 3次元設計データ等を活用するものとする。 （略） （2） I C T作業土工（床掘工）の対象工種 （略）

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
<対象規模> I C T活用工事の対象規模は、以下の作業土工（床掘工）を含む工事とする。 ・平均施工幅 2 m以上の土砂の掘削等である床掘り （略）	<対象工事規模> I C T活用工事の対象工事規模は、以下の作業土工（床掘工）を含む工事とする。 ・平均施工幅 2 m以上の土砂の掘削等である床掘り（3 次元MC または 3 次元M G 建設機械のみ） （略）
4 舗装工 （略） （1） I C T舗装工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 起工測量において、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 4）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 5 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定	4 舗装工 （略） （1） I C T舗装工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、以下 1）～ 2）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の規則による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下 3）～ 4）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
基準を満たすこと。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） ＜出来形管理＞ （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） （２） I C T 舗装工の対象工事 （略）	④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） ＜出来形管理＞ （略） ＜出来形管理基準および規格値＞ 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 出来形の算出は、上記＜出来形管理＞で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 １） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） ⑤ 3 次元データの納品 （略） 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （２） I C T 舗装工の対象工種 （略）
５ 舗装工（修繕工） （略） （１） I C T 舗装工（修繕工）の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 （略） 起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点	５ 舗装工（修繕工） （略） （１） I C T 舗装工（修繕工）の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 （略） ただし、起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での 3 次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 5 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） （2） I C T舗装工（修繕工）の対象工事 （略）	測による測量により効率的な確認ができる場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 ③ I C T建設機械による施工 （略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記<出来形管理>で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 1） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） ⑤ 3 次元データの納品 （略） 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T舗装工（修繕工）の対象工種 （略）
6 付帯構造物設置工	6 付帯構造物設置工

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（略） （１） I C T付帯構造物設置工の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> 付帯構造物設置工の施工管理において、以下 1）～ 7）の技術から選択（複数選択可）して、出来形管理を実施するものとする。 （略） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S等光波方式を用いた出来形管理	（略） （１） I C T付帯構造物設置工の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> 付帯構造物設置工の施工管理において、以下 1）～ 9）の技術から選択（複数可）して、出来形管理を実施するものとする。 なお、使用する技術については、最新の 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）を参照し、適用工種に留意すること。 （略） 1） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5） T S等光波方式を用いた出来形管理

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）	新（令和8年10月）
6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7） R T K－G N S Sを用いた出来形管理 （略） （2） I C T付帯構造物設置工の対象工事 （略） 1）コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） 管渠工 暗渠工 縁石工（縁石・アスカーブ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工 コンクリート被覆工 護岸付属物工	6） T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7） R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8） モバイル端末を用いた出来形管理 9） 地上写真測量を用いた出来形管理 （略） （2） I C T付帯構造物設置工の対象工種 （略） 1）コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張） （連節ブロック張） （天端保護ブロック） 緑化ブロック工 石積（張）工 側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝） （自由勾配側溝） （場所打水路工） （暗渠工） 管渠工 暗渠工 縁石工（縁石・アスカーブ） 基礎工（護岸）（現場打基礎） 基礎工（護岸）（プレキャスト基礎） 海岸コンクリートブロック工

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
	コンクリート被覆工 護岸付属物工 管路工（管路部） プレキャストボックス工（特殊部） ハンドホール工 防止柵工 防護柵工（防止柵工） 路側防護柵工（ガードレール） 路側防護柵工（カードケーブル） ボックスビーム工（路側防護柵工）※ガードレール 道路付属物工 道路付属物工（視線誘導標、距離標） 大型標識工（標識基礎工） 大型標識工（標識柱工） 小型標識工 標識工（小型標識工） 付属物設置工（道路付属物工） 付属物復旧工（路側防護柵工）※ガードレール 付属物復旧工（路側防護柵工）※カードケーブル 集水枡工 集水枡・マンホール工（集水枡工） 集水枡（街渠枡）・マンホール工（集水枡工） 場所打水路工 排水構造物工（集水枡工）

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
7 擁壁工 （略） （１） I C T擁壁工の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、出来形管理で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3次元データの納品 （略） （２） I C T擁壁工の対象工事	7 擁壁工 （略） （１） I C T擁壁工の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記<出来形管理>で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3次元データの納品 （略） 3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （２） I C T擁壁工の対象工種

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（略）	（略）
8 基礎工 （略） （１） I C T 基礎工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 起工測量において、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T 活用工事とする。 （略） ② 3 次元設計データ作成 （略） I C T 基礎工の 3 次元設計データとは、3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（基礎工編）で定義する基礎工設計データのことをいう。 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） < 出来形管理基準および規格値 > 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、出来形管理で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。	8 基礎工 （略） （１） I C T 基礎工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T 活用工事とする。 （略） ② 3 次元設計データ作成 （略） （削除） （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） < 出来形管理基準および規格値 > 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記< 出来形管理 >で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） （2） I C T 基礎工の対象工事 （略） 1） 矢板工 2） 既製杭工 3） 場所打杭工	（略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T 基礎工の対象工種 （略） 1） 矢板工（仮設工除く） 2） 既製杭工 3） 場所打杭工
9 構造物工（橋梁上部） （略） （1） I C T 構造物工（橋梁上部）の具体的内容 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。 （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略）	9 構造物工（橋梁上部） （略） （1） I C T 構造物工（橋梁上部）の具体的内容 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記<出来形管理>で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 1） 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略）

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）	新（令和8年10月）
(2) ICT構造物工（橋梁上部）の対象工事 （略） 1) 鋼橋上部 2) コンクリート橋上部	3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 (2) ICT構造物工（橋梁上部）の対象工種 （略） 1) 鋼橋上部 ・架設工(クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設) ・床版工 2) コンクリート橋上部 ・架設工(クレーン架設) (架設桁架設) (片持架設) (押出し架設) ・架設支保工（固定） ・床版・横組工
10 構造物工（橋脚・橋台） （略） (1) ICT構造物工（橋脚・橋台）の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量	10 構造物工（橋脚・橋台） （略） (1) ICT構造物工（橋脚・橋台）の具体的内容 （略） ① 3次元起工測量

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1）～7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記出来形管理で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3次元データの納品 （略） （2） I C T構造物工（橋脚・橋台）の対象工事 （略）	工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1）～4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5）～7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ④ 3次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理基準および規格値> 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記<出来形管理>で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3次元データの納品 （略） 3次元データの納品形式は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T構造物工（橋脚・橋台）の対象工種 （略）
1 1 法面工 （略） （1） I C T法面工の具体的内容 （略）	1 1 法面工 （略） （1） I C T法面工の具体的内容 （略）

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
① 3 次元起工測量 起工測量において、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T活用工事とする。 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> 以下 1）～ 7）の技術から選択（複数選択可）して、出来形計測を行うものとする。 また、以下 1）～ 4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 （略）	① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合には、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。 （略） ④ 3 次元出来形管理等の施工管理 （略） <出来形管理> 以下 1）～ 8）の技術から選択（複数選択可）して、出来形計測を行うものとする。 また、以下 1）～ 4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 1）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5）T S 等光波方式を用いた出来形管理 6）T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 7）R T K－G N S Sを用いた出来形管理 8）地上写真測量を用いた出来形管理 （略）

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
< 出来形管理基準および規格値 > 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、出来形管理で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） （2） I C T 法面工の対象工事 （略）	< 出来形管理基準および規格値 > 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。 厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記 < 出来形管理 >で定める計測技術を用い以下 1）の出来形管理要領（案）による。 （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T 法面工の対象工種 （略）
1 2 地盤改良工 （略） （1） I C T 地盤改良工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 起工測量において、3 次元測量データを取得するため、以下 1）～ 7）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても I C T 活用工事とする。 （略） ③ I C T 建設機械による施工	1 2 地盤改良工 （略） （1） I C T 地盤改良工の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下 1）～ 4）から選択（複数可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下 5）～ 7）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T 活用工事とする。 （略） ③ I C T 建設機械による施工

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
（略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 5 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 5 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） （2） I C T 地盤改良工の対象工事 （略）	（略） なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和 7 年 3 月 3 1 日国土交通省告示第 2 4 0 号）付録 1 測量機器検定基準 2－6 の性能における検定基準を満たすこと。 （略） ⑤ 3 次元データの納品 （略） 3 次元データの納品形式は、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。 （2） I C T 地盤改良工の対象工種 （略）
1 3 浚渫工（港湾） （略） （1） I C T 浚渫工（港湾）の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 起工測量（深淺測量）において、3 次元測量データを取得するため、以下 1）による測量を行うものとする。 1）ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量「マルチビームを用いた深淺測量マニュアル（浚渫工編）」を適用する。 （略） ② 3 次元数量計算 ①で計測した 3 次元測量データ等と、発注者が貸与する発注図を用いて数量計	1 3 浚渫工（港湾） （略） （1） I C T 浚渫工（港湾）の具体的内容 （略） ① 3 次元起工測量 起工測量（深淺測量）において、ナローマルチビームシステム（以下、「マルチビーム」という）を用いた深淺測量を行う。 「港湾工事における 3 次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」を適用する。 （略） ② 3 次元数量計算 3 次元設計データと、①により得られた 3 次元測量データを用いて数量計算を

新旧対照表（千葉市 I C T活用工事実施要領（試行））

旧（令和 7 年 10 月）	新（令和 8 年 10 月）
算を行う。 （略） ④ 3 次元出来形測量 （略） 「マルチビームを用いた深浅測量マニュアル（浚渫工編）」、「3 次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」を適用する。 （略） （２） I C T浚渫工（港湾）の対象工事 （略）	行う。 （略） ④ 3 次元出来形測量 （略） 「港湾工事における 3 次元計測技術を用いた出来形管理に係る計測マニュアル・出来形管理要領」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」を適用する。 （略） （２） I C T浚渫工（港湾）の対象工種 （略）
第 1 2 疑義について （略）	第 1 2 疑義について （略） 附則 1 この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 この要領による規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告する又は交付するものについては、なお従前の例による。

新旧対照表（千葉市ICT活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）		新（令和8年10月）	
第13 （別表）ICT活用工事に関する国の基準等		第13 （別表）ICT活用工事に関する国の基準等	
分類	名称	分類	名称
	R7 ICT活用工事（土工1,000m ³ 以上）積算要領		R8 ICT活用工事（土工）積算要領
	R7 ICT活用工事（作業土工（床堀工））積算要領		R8 ICT活用工事（作業土工（床堀工））積算要領
	R7 ICT活用工事（土工1,000m ³ 未満）積算要領		R8 ICT活用工事（薄入型）積算要領
	R7 ICT活用工事（法面工）積算要領		R8 ICT活用工事（法面工）積算要領
	R7 ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領		R8 ICT活用工事（付帯構造物設置工）積算要領
	R7 ICT活用工事（擁壁工）積算要領		R8 ICT活用工事（擁壁工）積算要領
	R7 ICT活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領		R8 ICT活用工事（地盤改良工（安定処理））積算要領
	R7 ICT活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領		R8 ICT活用工事（地盤改良工（中層混合処理））積算要領
	R7 ICT活用工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））積算要領		R8 ICT活用工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））積算要領
	R7 ICT活用工事（地盤改良工（ペーバードレーン工））積算要領		R8 ICT活用工事（地盤改良工（ペーバードレーン工））積算要領
	R7 ICT活用工事（地盤改良工（サンドコンパクションパイル工））積算要領		R8 ICT活用工事（地盤改良工（サンドコンパクションパイル工））積算要領
	R7 ICT活用工事（基礎工）積算要領		R8 ICT活用工事（基礎工）積算要領
	R7 ICT活用工事（舗装工）積算要領		R8 ICT活用工事（舗装工）積算要領
	R7 ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領		R8 ICT活用工事（舗装工（修繕工））積算要領
	R7 ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領		R8 ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領
	R7 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領		R8 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））積算要領
	ICT活用工事積算要領（浚渫工編）		ICT活用工事積算要領（浚渫工編）（令和8年4月改定版）
	出来形管理要領		
	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）		
	3次元データを用いた出来形管理要領（浚渫工編）		
分類	名称	分類	名称
	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理監査検査要領		TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領		表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）
	表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）		地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）
	地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）		施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）
	施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）		ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた土工の出来高算出要領（案）
	ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた土工の出来高算出要領（案）		地上写真測量（動画撮影型）を用いた土工の出来高算出要領（案）
	地上写真測量（動画撮影型）を用いた土工の出来高算出要領（案）		点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル（トンネル編）（案）
	点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル（トンネル編）（案）		点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル（橋梁編）（案）
	点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル（橋梁編）（案）		ICT建設機械 精度確認要領（案）
	ICT建設機械 精度確認要領（案）		

新旧対照表（千葉市ICT活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）		新（令和8年10月）	
出来形管理の 監督・検査要領	分類	名称	分類
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）	出来形管理要領
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（案）※技術概要集、参考資料を含む 港湾工事における3次元計測技術を用いた出来形管理に係る計画マニュアル・出来形管理要領
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （表層安定処理等・中層地盤改良工編）（案）	分類
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）（案）	名称
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（トンネル工編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（擁壁工編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （構造物工（橋脚・橋台）編）（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （構造物工（橋梁仮設・床版）編）（案）	
		3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （土工（1,000m³未満）・床堀工・小規模土工・法面整形工編）（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
		3次元データを用いた出来形管理の監督・検査要領（浚渫工編）	
各種要領	分類	名称	出来形管理の 監督・検査要領
		TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理監督検査要領	
		TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工編）（案）
		施工履歴データによる土工の出来高算出要領（案）	
		ステレオ写真測量（地上移動体）を用いた土工の出来高算出要領（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領 （固結工（スラリー攪拌工）・パーチカルドレーン工編）（案）
		地上写真測量（動画撮影型）を用いた土工の出来高算出要領（案）	
		点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル （トンネル編）（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）（案）
		点検支援技術（画像計測技術）を用いた3次元成果品納品マニュアル（橋梁編）（案）	
		ICT建設機械 精度確認要領（案）	3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（トンネル工編）（案）
参考URL		参考URL	

新旧対照表（千葉市ＩＣＴ活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）

（国土交通省 ICTの全面的な活用）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000031.html

（国土交通省 港湾における i-Construction）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

なお、要領等の改定や新規に定められた場合は、受発注者協議の上、最新の基準類を適用するものとする。

第14（別表）ICT活用工事に係る総合評価落札方式および工事成績評価における加点措置

発注方式	総合評価落札方式 （提案項目）	工事成績評価	ペナルティ
発注者指定型	—	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	工事成績評価で5点減点 契約違反に該当する疑いがあるため、契約課に報告
受注者希望Ⅰ型 （総合評価落札方式において評価項目を設定）	フル型：3点 （施工プロセス①～⑤のうち全て。ただし、施工プロセスに「該当なし」「従来手法を原則」とある場合は、対象から除外。） チャレンジ簡易型：2点 （施工プロセス 必須：②、④、⑤ 選択：①、③） トライアル型：1点 （施工プロセス②【必須】と③若しくは④【いずれかを選択】の場合1点） ※詳細は、下表「型式・工種別 適用プロセス一覧表」を参照	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	工事成績評価で5点減点 契約違反に該当する疑いがあるため、契約課に報告
受注者希望Ⅱ型	—	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	—

【施工プロセス】

①3次元起工測量

②3次元設計データ作成

③ICT建設機械による施工

④3次元出来形管理等の施工管理

⑤3次元データの納品

新（令和8年10月）

（国土交通省 要領関係等（ICTの全面的な活用））

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

（国土交通省 港湾における i-Construction）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html

なお、要領等の改定や新規に定められた場合は、受発注者協議の上、最新の基準類を適用できるものとする。

第14（別表）ICT活用工事に係る総合評価落札方式および工事成績評価における加点措置

発注方式	総合評価落札方式 （提案項目）	工事成績評価	ペナルティ
発注者指定型	—	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	工事成績評価で5点減点 契約違反に該当する疑いがあるため、契約課に報告
受注者希望Ⅰ型 （総合評価落札方式において評価項目を設定）	フル型：3点 チャレンジ簡易型：2点 トライアル型：1点	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	工事成績評価で5点減点 契約違反に該当する疑いがあるため、契約課に報告
受注者希望Ⅱ型	—	創意工夫において加点 フル型：2点 フル型以外：1点	—

※詳細は、下表「型式・工種別 適用プロセス一覧表」を参照

【施工プロセス】

①3次元起工測量

②3次元設計データ作成

③ICT建設機械による施工

④3次元出来形管理等の施工管理

⑤3次元データの納品

新旧対照表（千葉市ICT活用工事実施要領（試行））

旧（令和7年10月）				新（令和8年10月）			
型式・工種別 適用プロセス一覧表				種類・型式別 適用プロセス一覧表			
工種	フル型	チャレンジ簡易型※1	トライアル型※1	ICT活用工事の種類	フル型	チャレンジ簡易型※1	トライアル型※1
土工（1,000m3以上）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	土工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
土工（1,000m3未満）※2	必須：②、③、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	土工（導入型）	必須：①～⑤	必須：③、④、⑤	必須：④、⑤
作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	―※4	必須：②、③	作業土工（床掘工）	必須：②、③、⑤	―※4	必須：③※4、⑤
舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	舗装工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	―※5	―※5	舗装工（修繕工）	必須：①～⑤	―※5	―※5
付帯構造物設置工※3	―	―	―	付帯構造物設置工※3	―	―	―
擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	擁壁工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	基礎工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	―※6	必須：②、④	構造物工（橋梁上部）	必須：②、④、⑤	―※6	必須：②、④
構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	構造物工（橋脚・橋台）	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④	法面工	必須：①、②、④、⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、④
地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	地盤改良工	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④
浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④	浚渫工（港湾）	必須：①～⑤	必須：②、④、⑤	必須：②、選択：③or④

※1：必須、選択以外の施工段階でICT施工技術を活用することも可能。
 ※2：小規模土工は土工（1,000m3未満）に含まれる。
 ※3：ICT付帯構造物設置工はICT土工等の関連施工工種として実施。
 ※4：ICT作業土工（床掘工）は「3次元出来形管理等の施工管理」が該当なしであるため、チャレンジ簡易型の対象外とする。
 ※5：ICT舗装工（修繕工）では、「ICT建設機械による施工」と「3次元出来形管理等の施工管理」の実施が望ましいため、チャレンジ簡易型とトライアル型の対象外とする。
 ※6：ICT構造物工（橋梁上部）では、ICT施工技術を活用可能な施工プロセスが「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」のみのため、チャレンジ簡易型の対象外とする。

※1：必須、選択以外の施工段階でICT施工技術を活用することも可能。
 ※2：ICT付帯構造物設置工はICT土工等の関連施工工種として実施。
 ※3：ICT作業土工（床掘工）は「3次元出来形管理等の施工管理」が該当なしであるため、チャレンジ簡易型の対象外とする。
 ※4：ICT建設機械による施工は2次元MG建設機械を使用。
 ※5：ICT舗装工（修繕工）では、「ICT建設機械による施工」と「3次元出来形管理等の施工管理」の実施が望ましいため、チャレンジ簡易型とトライアル型の対象外とする。
 ※6：ICT構造物工（橋梁上部）では、ICT施工技術を活用可能な施工プロセスが「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」のみのため、チャレンジ簡易型の対象外とする。